

令和2年度監査報告書

第1回定期監査

子ども家庭部

- 【子ども若者計画課】
- 【子ども子育て事業課】
- 【子ども子育てサービス課】
- 【子育て相談室】

令和 2 年 12 月

国分寺市監査委員

令和2年度第1回定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第2 監査の対象事務

子ども家庭部（子ども若者計画課、子ども子育て事業課、子ども子育てサービス課、子育て相談室）における財務に関する事務及び当該事務の執行について

第3 監査の範囲

令和2年度（令和2年4月1日から令和2年8月31日まで）の執行分現金及び郵券等については、監査現地調査日までを対象とした。また、令和2年度に実績のない事業等については、平成31年度（令和元年度）以前を対象とした。

第4 監査の実施期間

令和2年9月2日から令和2年12月25日まで
現地調査

月 日	監査対象所管
令和2年10月5日	子ども子育て事業課（本多児童館，第一・第二・第三本多学童保育所）， 子育て相談室（こどもの発達センターつくしんぼ）
令和2年10月7日	子ども子育て事業課（こくぶんじ保育園）， 子ども若者計画課
令和2年10月9日	子ども子育てサービス課，子ども子育て事業課
令和2年10月15日	子育て相談室（子ども家庭支援センター）

第5 監査の着眼点

監査対象所管の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

- 1 収入事務（調定、徴収、現金取扱）は関係法令等に基づき適正に処理されているか。
- 2 支出にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 3 契約にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 4 文書管理は関係法令等に基づき適正に作成、管理されているか。

- 5 郵券、現金の管理は適正に行われているか。
- 6 車両の安全運転管理、施設の安全管理は適正に行われているか。

第6 監査の方法

監査対象所管から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び現地調査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第7 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ、適正に執行されているものと認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、以下個別に記述する。

1 備品管理について

備品一覧に関して、表上では存在するが、実際は廃棄されているものや、保管場所が不一致又は不明確となっているものが見受けられた。国分寺市物品管理規則（平成16年規則第36号）に基づき適正に処理されたい。

2 複写機借上料の支出について（子育て相談室）

こどもの発達センターつくしんぼの複写機借上料について、平成31年度予算に不足が生じ、令和2年3月分の一部を令和2年度予算から過年度支出していた。今後は予算残額及び使用状況を把握し、適正に執行されたい。

3 防犯カメラ設置に係る支出について（子育て相談室）

子ども家庭支援センターに新しく設置した防犯カメラについて、建物の一部であるとして需用費の修繕料で予算計上し執行していた。防犯カメラはカメラ本体とモニター、レコーダーから構成されるもので、物品として備品購入費から支出し、備品管理するのが適当と考えられる。今後は適切に執行及び管理されたい。

4 時間額会計年度任用職員の任用について（子育て相談室）

任用手続をせずに勤務させ、報酬を支給しているもの及び任用日数を遡って変更したものがあつた。今後は確認を徹底し、再発防止に努め適正に事務を行われたい。